

恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定への意見募集

1. 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。）の施行に関し必要な事項を定めるものです。

※現在の個人情報保護条例から個人情報保護法に基づく条例に移行するため同法に基づく趣旨を明記します。

2. 実施機関

市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区を対象の実施機関とします。

そのほか、条例中で使用する用語が法律及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によることを明記します。

※現在の個人情報保護条例では、財産区が含まれませんが、地方公共団体の一部として含めるものとなります。

※議会については、個人情報保護法の対象とならないことから、現在の条例とは別に検討するものとなります。

3. 個人情報保護法に定めるもののほかで規定する事項

(1) 個人情報取扱事務の届出

個人情報保護法に定めるもののほか、2 の実施機関が個人情報取扱事務を開始しようとするときは、市長に必要事項を記載して届出を提出し、一覧にした上で閲覧に供するものとします。

※現在の個人情報保護条例から継続して実施するものです。

※このほか、個人情報保護法の適用後は、1,000 件以上の個人情報を取扱う業務のみ「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられています。

(2) 開示、訂正、利用停止に関する請求書等の提出書類の記載事項

個人情報保護法に掲げる事項のほか、規則で定める記載事項について明記します。

(3) 開示請求に係る手数料等

個人情報保護法第89条第2項の規定により納める手数料の額は、無料とし、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付の作成及び郵送に係る費用の負担が必要とする事項を明記します。

※現在の条例と同様に本人の個人情報の開示請求に係る費用についてコピー代及び郵送の実費を徴収することが必要とするものです。

※そのほか、開示請求をした本人に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、費用の額を減額し、又は免除することができることを明記します。

(4) 恵那市情報公開・個人情報保護審査会への諮問できる事項

市の個人情報に関する施策を実施する上で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、恵那市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを明記します。

※この条例の改正などにより意見を聴く場合に諮問することができるものとするものです。

(5) 条例が施行される日を令和5年4月1日とします。

(6) 条例の制定に伴う経過措置の取扱い

①恵那市個人情報保護条例（平成16年恵那市条例第15号）を廃止します。

②恵那市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として、廃止前の恵那市個人情報保護条例（以下「旧条例」といいます。）による実施機関の職員、受託者及び指定管理者の守秘義務は廃止後も従前のおりとしします。

③旧条例で規定する廃止前にされた開示、訂正、削除及び中止の請求の取扱いについては、旧条例の廃止後も従前のおりとしします。

④旧条例の廃止前に実施機関の職員等が個人の秘密に属する事項の保有個人情報を含む情報及び廃止前に保有していた個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、この条例の施行後に提供したときに市の区域内外を問わず罰則が適用されることを明記します。

⑤個人情報保護法第 78 条第 2 項により、条例で定めることによって情報公開条例の不開示情報との調整を図ることができるとされていますが、恵那市情報公開条例（平成 16 年恵那市条例第 15 号・以下「情報公開条例」といいます。）の公文書の非公開情報と個人情報保護法の非開示理由との整合性を明確にするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に合わせ次のように情報公開条例を改正します。

ア 第 2 条第 2 号の公文書の対象外となる文書のうち、販売物の具体例として、官報、白書、新聞、雑誌、書籍を追加します。

イ 第 7 条第 2 号の個人情報の「記述等」の詳細に文書、図画、電磁的記録に記録等されたものとして追加します。

ウ 第 7 条非公開情報に行政執行法人及び地方独立行政法人に関する事項を追加します。

エ 第 7 条の非公開情報に個人情報保護法の行政機関等匿名加工情報又は当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号に該当する情報を追加します。

オ 第 7 条第 6 号アに国の安全、他国若しくは国際機関との信頼関係又は交渉上不利益を被るおそれがある情報について追加し、同号アをイとして、同号イに「租税の賦課若しくは徴収」に関する事務を追加します。

⑥情報公開条例の一部改正に伴う経過措置として、改正前の情報公開条例に基づいてされた公開の請求については、なお従前のおりとするものとします。

⑦旧条例を引用する条例として、恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例を一部改正し、引用する条文を削除します。

4. 募集期間

令和4年10月21日（金）から令和4年11月11日（金）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、恵那市役所総務部総務課へ直接持参するか、郵送、ファックスで提出してください。

- ・直接持参 恵那市役所本庁舎3階 総務課
- ・郵送 〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 本庁舎3階

- ・ファクス 0573-25-6150

【問い合わせ】

恵那市役所総務部総務課 TEL0573-26-2111（内線 326）